

第二十四回 参議院建設委員会會議録 第二十六号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)午
前十一時二十二分開会

委員の異動

四月二十日委員酒井利雄君辞任につ
き、その補欠として中川幸平君を議長
において指名した。

四月二十一日委員中川幸平君辞任につ
き、その補欠として酒井利雄君を議長
において指名した。

四月二十三日委員佐多忠隆君辞任につ
き、その補欠として若木勝蔵君を議長
において指名した。

本日委員齋藤昇君、平井太郎君、村上
義一君及び北勝太郎君辞任につき、そ
の補欠として石村幸作君、横川信夫
君、柏木庫治君及び三浦辰雄君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
近藤 信一君
鮎川 義介君

委員 入交 太蔵君
大谷 賛雄君
酒井 利雄君
武蔵 常介君
横川 信夫君
田中 一君
柏木 庫治君
三浦 辰雄君

国務大臣

建設大臣 馬場 元治君
政府委員 農林政務次官 大石 武一君
運輸省港湾局長 天藤 良吉君
建設政務次官 堀川 恭平君
建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省河川局長 山本 三郎君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 局管理部長 立川 宗保君

説明員 農林省農地
局管理部長 立川 宗保君

本日の会議に付した案件

○海岸法案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する
調査の件

(福井県芦原温泉大火に関する件)

○建設業法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから
委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告申し上げ
ます。四月二十日酒井利雄君が辞任さ
れ、補欠に中川幸平君が指名され、同
二十一日中川幸平君が辞任され、補欠
に酒井利雄君が指名されました。同月
二十三日佐多忠隆君が辞任され、補欠
に若木勝蔵君が指名され、本日村上義
一君が辞任され、補欠に柏木庫治君が
指名されました。なお北勝太郎君が辞
任され、補欠に三浦辰雄君が指名され
ました。

○委員長(赤木正雄君) 海岸法案を議
題に供します。

ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時二十三分速記中止

午前十一時五十二分速記開始

○委員長(赤木正雄君) 速記を起し
て。

○田中一君 農林省の方に伺います
が、今全国知事会からの修正意見書が
出ているのです。このうち第一とし
て、二十二条の漁業権の取り消し及び
損失補償に関する問題で、今お手元
にあるような意見が出ておりますが、こ
れに対して政府の所見を伺いたいと思
います。

○政府委員(大石武一君) お答えいた
します。この二十二条のこの修正意
見書につきましては、いろいろ複雑な
問題がございますので、十分に検討い
たしまして、そしてできるだけこの意
見を取り入れたいと考えておる次第で
ございます。

○田中一君 当委員会では本日この法
案を上げようと思つておるのです。
従つて、複雑な意見だ、複雑な理由と
か情勢とかいうものを伺いたくないの
ですが、二十二条のこの意見に対して
の政府の所見を伺いたいというのです。
○政府委員(大石武一君) とつさのこ
とでございまして、もう少し時間をお
借りいたしまして検討してから、お答
えいたしたいと思います。

○田中一君 私は、この法案が建設、
運輸、農林の三省の所管の法律案であ

ることは間違ひございません。そこで
政府がその内容について知らないとい
うことでは困るのです。そういう無責
任な態度じゃ困るのです。だからこ
そ、前回の委員会においても、三省の
間でこの法案提出に対して意見調整が
できておるかどうかということに念を
押して聞いているのです。できておる
という御答弁だから質疑を続行してお
るにかかわらず、そのような政務次官
から答弁を伺うのでは、われわれはも
う一ぺんこの法案の審議のし直しをし
なければならぬ。御承知のように、こ
の法案というものは三年越しの法案な
んです。全部閣内調整ができないか
ら、今まで目の目を見るということがで
きませんでした。きょう採決しようとい
うわれわれの意気込みであるにかかわ
らず、まだそのようなことを言つてお
るならば、どうしてこれはわれわれが賛
否を明らかにできませんか。従つて、委
員長にお願ひしますが、本日はどう
い採決する段階でないと思ひますか
ら、一応次回までこの法案の採決を延
ばしていただきたい。

○政府委員(大石武一君) おしかりを
いただきます。まことに恐縮でござ
います。(田中一君「おしかりじゃな
い。当然のことを言つておる。」と述
ぶ) 私は政務次官でして、ただいまこ
こへ飛んで参りましたばかりで、今
すぐこれを議する時間ございません。今
で、二、三分の御猶予をいただきますし
て、議んでから御返事を申し上げます
というのを申し上げます。

して、決して農林省でぐずぐず申し
上げるという意見ではございませ
んで、その点御了承願ひたいと存じ
ます。

○田中一君 知事会の意見のうちの海
区漁業調整委員会とは、どうい
うものですか。

○政府委員(大石武一君) 専門的な問
題でございまして、管理部長よりお
答えいたします。

○説明員(立川宗保君) 海区漁業調整
委員会は、漁業法によりまして漁業の
紛争の調整をはかる、あるいは漁業権
の免許を政府がいたします際に、その
基礎的な案を作るために、地元の漁民
から選出された代表者をもつて構成を
する民主的な委員会でございます。

○田中一君 本法の第二十二條二項
で、当該漁業権者に対する補償という
ことは、原則として定められておるの
です。そこで海区漁業調整委員会とい
うものが、補償を要しないという判定
を海区漁業調整委員会が出せるような
権限があるのですか。そういう結論を
出せるような権限があるのですか。

○説明員(立川宗保君) 海区漁業調整
委員会は政府あるいは公共団体等に対
して、漁業に関して意見を申し述べる
ということがございますので、そういう

意味で、補償を要しないだろうという意見は、その権限としてできると思いますが、この海区漁業調整委員会が補償を要しないという決定をするというわけには参らぬかと思ひます。

○田中一君 この法律案のどこにも海区漁業調整委員会という文字が出てこないと思うのですが、出ておられますか。……海区漁業調整委員会というものがこの法律に關係するという条項がどこかにございますか。

○説明員(立川宗保君) 海岸法には海区漁業調整委員会が出て参りません。

○田中一君 出てないものが、同じような海岸管理者としての全国知事からこのような意見が出るということになりますと、従来ともたにたとえば補償を要しない漁業権などというものに対しては、海区漁業調整委員会が何らかの発言といひますか、圧力といひますか、あるいは利害關係者に關係なく、一つの意思というものを決定しているというふうな感じを受けるのです。これは同じように、海岸管理者というものは知事でございすから、従って、その点について海区漁業調整委員会というものの本質がどんなものかということ、そして言へば、知事から伺わなければならぬと思うのです。従って、農林省としてはどういう形に指導をして、現在の実際の運営というものはどうやっておられるのかという点について、もう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(立川宗保君) 海区漁業調整委員会は、昭和二十五年に新しい漁業法ができましたときに、漁業制度改革というものを漁業法によりまして実行いたしましたわけでありす。その際

に、政府だけでいろいろ漁業権の免許あるいは漁業の紛争の調整というものをやりますだけでは、適切ではないというので漁民から、漁業者から選挙によつて選出をされました委員をもつて海区漁業調整委員会を構成いたしました。知事が漁業権の免許をいたします際に海区漁業調整委員会の意見を聞く、あるいは漁業の紛争の調整をいたします際に海区漁業調整委員会の意見を聞く、こういうことで、海区漁業調整委員会はこのような役割でできたわけでございます。

○田中一君 それでは知事会の意見、第一の意見というものは、あなたはどのような工合にこれは理解して、どういふ形のものに立法化してくれという要求であるかということをおわかりになつていらつしやいますか。この二条の意見というものは私にはわからないのですが、ちよつとあなたから説明して下さい。

○説明員(立川宗保君) 私もどうも……私の推定といひますか、私なりの解釈でございますので、お許しをいただきたいと思います。漁業の補償に關しまして、海区漁業調整委員会が漁民の意見をまとめて、いわば漁業権者の意見をまとめて、そうして補償を要しないということと海岸管理者に申し出る、こういうことを知事会のお考えでは想定しておられるのではないかと、こういう工合に想像いたします。

○田中一君 くだく伺うようですが、今お話を伺うと、海区漁業調整委員会というものは、そのような権限はないと言つておられるのです。権限はないけれども、知事会もこういうことを言つ

てくるところを見ますと、實際においてはそういう越権行為をこの委員会はやつておるんですか。

○説明員(立川宗保君) 漁業権の取り消し、変更あるいは行使の停止というふうなものによつて生じた損失を補償するということは、あくまでこの漁業権者対それを補償する者との間の關係でございまして、海区漁業調整委員会がその権限として、これにかつて、その補償が要らぬとか要るとかということを言うことはできないと思ひます。ただ、おそらくここで知事会で申しておりますのは、海区漁業調整委員会がいろいろ漁業の問題について意見を申し述べたりすることはございすので、あるいは関係漁業者の意思を代表して、そういうような発言をするということとを想定しておるように見えますが、それは本来漁業権者そのものが同意をしたり、その真正な意思の表明でない限りは、適切な相手方として考へるわけにはいかぬと思ひます。

○田中一君 私、今の管理部長の御意見と同じなんです。そこで政務次官に伺ひますが、この二十二条の法文に對して、このような修正意見書が來てゐる。従つて、あるいはこの法律ができた際に、海区漁業調整委員会がこのような越権と申しますか、扱い方を事実上今日しておる、しておつて、それをまたやるんだというふうなわれわれ印象を受けるのですけれども、通達か何かで、このようなことはいけないのだというふうなことを、各都道府県知事に知らしめるといふことは、お約束できますか。

○政府委員(大石武一君) 仰せの通り、これはこれらの越権行為がないようにといふことを指導連絡すること、十分にできます。

○田中一君 それから次に、同じように、修正意見に對して御質問するので、第二十六條の主務大臣が施行する工事に要する費用の負担が、この法律では二分の一になつております。それを四分の三にしてくれという要求でありまして、建設省の方に伺ひますと、建設省の方は従来最高二分の一ということになつておる。しかし二分の一になつておるけれども、そのほかには十分の一・五とか十分の二というふうな低いものがある。それを一律に二分の一にするんだから、従来よりもこの法律の制定によつて地方負担が軽減されると、こういう御意見なんです。

そこで農林省が所管しておりますところの漁港並びに農地に關して、従来ともどのような補助率をもつて負担率をきめておつたか、同時に、この今回の法律でもきめられるところの二分の一というものは、地方財政上負担が増大するか軽減されるかという点について、御説明願ひたいと思ふ。

○政府委員(大石武一君) この堤防補強の場合の補助につきましては、今までと同じでございます。

○田中一君 漁港の場合はどうなんでしょうか。

○政府委員(大石武一君) やはり同じでございます。

○田中一君 運輸省、来ておりますか。

○委員(赤木正雄君) 見えております。

○田中一君 運輸省に伺ひますが、運輸省は同じような点は、その従来の補助率はどうなつておるのです。

○政府委員(天竺良吉君) 従来これは第二項の、二十六條の場合でございすね、従来直轄では海岸の工事をやつておりませんが、直轄でやるといういたしますと、大きなところの工事に成ります。大きなところを申しますと五割のところ、それから四割のところ、それから大阪のようなのは三割、東京のようなのは二割五分というふうなところがございまして、これによつて二分の一となつていけば、同じかもししくはよくなるという状態でございす。

○田中一君 第三の問題ですが、これは三省とも御意見を調整して御答弁願ひたいと思ふのですが、第二條の定義のうち、この海岸保全設備といふものは「堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設」と、こういう定義を下してあるのです。この知事会の要望は「樋管、樋閘、樋門、水門等」これを追加してくれ、こういう意見なんです。最初からそれぞれ御答弁願ひた方が、今後この法律の運営に當つて各全国の知事が間違ひを起さないという点からいって、二條の定義の解釈といふものは「その他」という解釈は、このようなものも全部入つておるなら入つておるのだ、この部分は入らないなら入らないのだといふことを、速記録に残したいと思ふのです。そういう意味で、建設省、運輸省、農林省の順で御答弁願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) 海岸保全の目的のための樋管、樋閘、樋門、水門等は全部包含されております。

○政府委員(天竺良吉君) 運輸省といひましたけれども、海岸保全のためのここにあげてあります樋管、樋閘、樋門、

が、今回またまた福井県芦原に火災が
発生いたしました。去る二十三日の六
時四十分発火をいたしましたので、十二時
によりやく鎮火をいたしましたのでありま
すが、全焼家屋四百戸、半焼二十戸、
罹災人口約二千人というこの報告を
受けております。ただし、この報告は
なお将来訂正を受けるかも知れませ
んが、ただいまのところかような数字
を示されております。早速都市建設課
の調技官並びに区画整理課の本島技官
を現地に派遣いたしましたので、ただいま
その実情をつぶさに調査いたしてあり
ます。調査の結果を待ちまして、早急
にこれが対策を立てたいと考えてあり
ます。

以上とりあえずの御報告を申し上げ
ます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、
これはもう、私も長い間この問題
については心配しておったのです。そ
こでせんだつてもあなたに申し上げま
したように、これはあなたの政治的な
立場を全部かけてこの問題に対する恒
久策というものを立てるように、一つ
骨折っていただきたいと思うのです。
これに対して、これはいわゆる問題
はないのです。もしも実際にあなたが
その気になるならば、私も一諸に参
画して、不燃都市と申しますか、この
ような災害がないような策をとりた
いと思ひます。これは決して金がないか
ら、予算がないからできないのだ、国
が貧乏だからできないのだというの
じゃないのです。意欲の問題、やろう
と思えばできるのです。それを政府が
今まで指導しない。こういう点につ
いて、ただ、あなたの方のところに
おるところの公務員諸君にのみまかせない

で、民間にはこういう問題について長
い間研究して、こうすれば金がかから
ぬ、こうすればうまくいくのじゃない
かというところを研究したものであるの
ですから、そういう指導をしなければ
です。河原です。もう本年に入つて三
回です。まだあります。こういう
点について建設大臣が抜本的な方策
を、応急策でいいのですが、抜本的な
方策を立てるといふことを考える気持
があるかどうか。もしあるならば、野
党におりますわれわれでも十分御協力
して、こういうものを未然に防ぐよう
な考え方と同時に、また罹災地に対
しては新しい考えのもとに、再びそう
いふ災害がないようにいふことを提案
したいと思ひます。そういう点につ
いて大臣の御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、

これはもう、私も長い間この問題
については心配しておったのです。そ
こでせんだつてもあなたに申し上げま
したように、これはあなたの政治的な
立場を全部かけてこの問題に対する恒
久策というものを立てるように、一つ
骨折っていただきたいと思うのです。
これに対して、これはいわゆる問題
はないのです。もしも実際にあなたが
その気になるならば、私も一諸に参
画して、不燃都市と申しますか、この
ような災害がないような策をとりた
いと思ひます。これは決して金がないか
ら、予算がないからできないのだ、国
が貧乏だからできないのだというの
じゃないのです。意欲の問題、やろう
と思えばできるのです。それを政府が
今まで指導しない。こういう点につ
いて、ただ、あなたの方のところに
おるところの公務員諸君にのみまかせない

うなお知恵を拝借するような時期を得
たいと思つております。
○委員長(赤木正雄君) これをもつて
休憩いたします。
午後零時二十九分休憩
午後二時三十八分開会

○委員長(赤木正雄君) これから建設
委員会を再開いたします。

委員変更の件を御報告申し上げま
す。本日齋藤昇君が辞任せられ、石村
幸作君が委員として指名せられまし
た。また平井太郎君が辞任されて、横
川信夫君が指名されました。

○委員長(赤木正雄君) 建設業法の一
部を改正する法律案を議題に供し
ます。

建設業法の内容の詳細の説明を政府
からお話し願ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 建設業法の
一部を改正する法律案につきまして、
その要点を逐条的に御説明を申し上げ
ます。

本改正案の骨子は、建設工事の請負
契約に関する紛争の解決をはかるため
新たに建設工事紛争審査会を設置し
て、紛争につきあつせん、調停及び仲
裁を行はせしめることとあります。
これに伴ひまして、従来の建設業審
議会によるあつせん制度は発展的に解消
することとなりますので、第三章の次
に、第三章の二として、「建設工事の
請負契約に関する紛争の処理」と題す
る一章を設けた次第であります。

にそれぞれ付属機関として審査会を設
けることとしたのであります。
第二十五条の二は、審査会の組織に
関する規定であります。すなわち委員
の定数は十五人以上とし、その資格
は、利益代表的な観念を排除いたしま
して、人格が高潔で視野の広い達識の
士のうちから任命することとしたしま
して、会長の選定方法等とあわせて、
本審査会の組織を定めたものであり
ます。

第二十五条の三ないし第二十五条の
六は、委員の任期、欠格事項及び解
任、並びに審査会の会議等に関する規
定であります。

第二十五条の七は、特別委員に関す
る規定であります。紛争処理は本来委
員をもつて行うべきものであります
が、一時に多数の事件の発生を見た場
合、あるいは特殊な事件につき専門的
な判断が解決の鍵となるような場合等
も予想されますので、そういう場合に
処理を全からしめるための万全の策と
して、紛争処理に参与させるため特別
委員を置き得ることとしたのであり
ます。

第二十五条の八は、都道府県審査会
の委員及び特別委員の地方公務員法上
の地位に関する規定であり、
第二十五条の九は、審査会の管轄に
関する規定であります。本条におきま
しては、原則として、当事者たる建設
業者が登録を受けた行政庁に付属する
審査会が紛争処理に当たることとした
ました。すなわち、建設工事の請負契
約に関する紛争は、契約の性質上、当
事者の一方または双方が常に建設業者
であり、建設大臣または都道府県知事
の登録を受けており、登録をした大臣

また知事は当該業者の業態を最も的確
に把握している実情にかんがみ、登録
行政庁に付属する審査会において紛
争処理に当たることが最も実情に即した
解決を得る捷徑であり、当事者にとつ
ても利便であると思料した次第であり
ます。

第二十五条の十は、申請手続、処理
の経由等の規定であります。

第二十五条の十一は、あつせんまた
は調停の開始に関する規定であります。
第一号は、現行法により建設業審
議会があつせんを開始する場合と同一
の規定であります。第二号は、公共性
のある施設等で政令で定めるものに
関して紛争が生じた場合の規定であり
まして、紛争により工期の遅延その他公
益を阻害するおそれが生じた場合、審
査会が積極的にあつせん等により出
すこととしたものであります。

第二十五条の十二は、あつせんにつ
いて規定しております。あつせんは対
立する両当事者間に円満に話し合う機
会を与え、解決に導くという最も簡易
な手続であります。会長が事件ごと
に委員または特別委員のうちから指名
するあつせん委員に解決を一任し、手
続もあつせん委員の判断によつて適宜
定め得ることとしたのであります。

第二十五条の十三は、調停に関する
規定であります。本法による調停は、
民事調停法による調停のうちに、裁判
上の和解と同一の効果を有するもので
はなく、単に裁判外の和解の仲介を
する程度の効力を有するにとどまり、
その効果の点があつせんとは異なる
のであります。ただ、建設業審議会に
よるあつせんが従来相当の成果を収め

てきた経緯にかんがみ、裁判外の和解の仲介をする手続を軽重二つに區別し、簡易なあっせん手続のほか、やや慎重な調停手続を設けることが運用上効果的であると考へたのであります。すなわち審査会は当事者に出頭義務を課し、さらに調停案を作成して当事者に受諾を勧告することができるとし、調停案決定の方法をも明確化したのであります。

第二十五条の十四は、民事調停法第十三条と同趣旨の規定でありまして、請求が法的にも道義的にも理非明白で、互譲の余地がなく、または互譲による妥協を不可とする場合は、あっせんまたは調停をしないことができることとしたのであります。

第二十五条の十五ないし第二十五条の十九は、仲裁に関する規定であります。由來民事上の争いに関する解決に關しましては、もとより訴訟によることが通例であります。なお和解や調停などの簡易な解決の道も開かれておるものであります。しかしながら、訴訟はもちろんで、和解や調停なども裁判所の手続によるのでありまして、建設工事における紛争のように迅速な解決と技術上の専門知識を必要とし、複雑多岐にわたる施行上の事実認定が解決の鍵となるような分野におきましては、訴訟や調停などによる解決の方法は必ずしも実情に即せず、むしろ当事者の合意による仲裁手続のごとき制度によらしめることが実情に適するものと思料するのであります。しかしながら、建設工事の請負契約に関する紛争のような特殊の領域におきましては、仲裁人の選定その他の仲裁手続そのものに關して当事者間に紛争が起る可能性も

あるのでありまして、民事訴訟法の規定のみをもつては必ずしも十分ではありません。よつて、建設事業の性格にもかんがみ、新たに行政機関による迅速公正な仲裁手続を法定し、建設工事の適正な施行に寄与せんとする趣旨のもとに仲裁制度を設けた次第であります。

第二十五条の十五は、仲裁の開始に關する規定であります。すなわち、第一号は、当事者の双方から審査会に仲裁の申請がなされた場合の規定であり、第二号は、工事請負契約等において、あらかじめ仲裁に付する旨の合意があつた場合は、一方の当事者からの申請により仲裁を開始し得る旨の規定であります。いずれにせよ、仲裁の開始は当事者の合意にかかるとして、同様に同様に審査会の審査を行なつた仲裁手続に對する異議申し立てについて第二審の機能を行うことができる旨の権限規定であります。

第二十五条の十六は、仲裁の手続に關する規定であります。審査会による仲裁は、審査会の会長が委員または特別委員のうちから指名する三人の仲裁委員によつて行ふこととしたのであります。その指名は原則として、当事者が合意によつて選定したものであることとなつております。

第二十五条の十六第三項は、仲裁委員の資格に關する特例でありまして、仲裁が当事者間において確定判決と同一の効力を有する点、従来仲裁人が往々にして法律知識に欠けたために適正な仲裁判断を下し得なかつた点等にかんがみ、仲裁委員のうち少くとも一人は弁護士となる資格を有する者、すな

わち法律専門家でなければならぬものといたしましたのであります。同条第四項は、民事訴訟法の適用についての特例を規定いたしております。すなわち、本法による仲裁には原則として民事訴訟法の適用があることを明らかにしたのであります。ただ、仲裁委員の選定手続や証拠調べの手続、仲裁判断に對する異議の申し立て、費用、手数料徴収等に関する規定は本法に關する特例でありまして、これは本法の仲裁が行政機関による仲裁であることにかんがみて、設けられたものであります。

第二十五条の十七は、証拠調べの規定であり、第二十五条の十八は、裁判所外における証拠調べに相當する規定でありまして、立ち入り検査に關する規定でありまして、この場合において管轄裁判所の協力を求めることができることとしたのであります。

第二十五条の十九は、異議の申し立てに關する規定であります。民事訴訟法の仲裁に對しては、仲裁人のなす仲裁判断は直ちに確定判決と同一の効力を生ずるのであります。本法による仲裁は、行政機関による仲裁委員の選定が必ずしも当事者の合意にかかつておりませんので、特に慎重を期し、異議申し立てを認めた次第であります。

次に、第二十五条の二十一は、紛争処理手続に要する費用に關する規定であります。裁判上の和解の例にならぬ、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしない限り、各自これを負担することとしたのであります。

第二十五条の二十二は、申請手数料に關する規定でありまして、手数料は紛争処理の申請者の負担といたしました。

第二十五条の二十三は、紛争処理状況の報告に關する規定であります。

第二十五条の二十四は、政令委任の規定でありまして、おもな事項といたしましては、委員の報酬、委員及び特別委員の名簿の作成及び閲覧、あつせんまたは調停の取り下げ及び打ち切り、異議申し立ての手続、費用の簡便等を予定をいたしております。

以上で第三章の二を終わります。以下は、建設工事紛争審査会の設置に伴う建設業審議会に關する規定の整備であります。すなわち今回の改正により、従來建設業審議会の重要な事務でありました紛争の解決のあつせんが建設工事紛争審査会に移管されることとなり、従來の建設業審議会が、建設業の事務の中心となつたこと、この際地方行政機構の簡素化の趣旨にのっとり、都道府県建設業審議会が任意機関とすることとしたのであります。これに伴う条文の整備を行うとともに、中央建設業審議会の組織につきましても、建設業界の実情を一そう反映させるため、委員定数を五名増加することとしたものであります。

以上、建設工事の請負契約に關する紛争の処理を強化いたしますために所要の改正をはかつたのであります。この改正により、建設工事紛争審査会

の設置、同審査会の委員の選等のため準備期間を要し、種々経過措置を必要といたしますので、この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとし、あわせて建設省設置法の改正に關する規定を附則中に設けた次第でございます。

以上逐条説明を終わります。

○委員長(赤木正雄君) 質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(赤木正雄君) 速記を始め

○石井桂君 私は今日の建設業法の一部を改正する法律案のうちで、従來からあつた建設業審議会ですか、審議会はまだ残しておいて、任意機関とするというふうな御説明があつたように思うのです。これは今までの、審議会が審査会か、今までのこの会の大部分の仕事は紛争処理であつたことは事実でありますけれども、任意機関にとどめておいたということ、何か非常に、置くのか置かないのか、指導方針があつたという感じがしないのじゃないか、建設業に對する政府の指導方針がはつきりしていないのじゃないかという疑問を抱かざるを得ないので、その辺はどうお考えになつておられるでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 都道府県の建設業審議会が行なつております仕事の中で、紛争処理の仕事が、今度は紛争審査会にこの法案で移る關係上、今までの都道府県の建設業審議会の方は任意機関に改めてあります。その点に關しては尋ねてありますが、中

中央の建設業審議会と都道府県審議会に分けて、中央の建設業審議会におきましては、現在の建設業法におきましても紛争のあつてもいいし、また、いろいろの標準請負約款を作るとか、あるいは入札等に関する合理化の方策を定めるとか、あるいは経費の基準というふうなものを設けるとか、いろいろの仕事が課せられておりますので、中央の機構におきましては、中央建設業審議会はそのまま従来通り残り、加うるに、今回の改正の審査会の方も両建て残すということにいたしておるでございます。一方、お尋ねの方の都道府県建設業審議会の方は、もちろんこの審議会としていろいろの活動をやり得るものでございまして、また現在府県によりましてはいろいろに活動していただいておりますのでありますけれども、そのおまな仕事は、お尋ねにもございましたように、紛争の解決あつておるというふうなことであります。中央の建設業審議会と比較いたしますと、都道府県建設業審議会の方は、この紛争の処理の関係を審査会の方に移しますと、仕事は、中央と比較しての話であります、それはど多くはないということでございます。

そういうことで、地方におきましても、建設業審議会と審査会の両方を存置して参ることも一つの考え方、もうすれば非常に至りしきりな十分な機構でございますけれども、一方におきまして非常に似たような機関を各府県ごとに必ず二つ作るようになるという事は、非常に地方行政の簡便化を言っている際に、これに逆行するものだという自治庁を中心とする地

方行政方面の意見もございまして、結局、しかしこれは審査会だけでやっていくというのでは、建設省としては困る、やはり必要がある所はどうしてもこれを認めて、審議会の方も活動していただくというものが、これが偽らざる気持でございます。そこで条例によりまして、都道府県におきましては建設業審議会を作つてもらひまして、そうしてそれによつて、今までの紛争処理の仕事こそ移りますけれども、それ以外のいろいろの仕事をやつていただくという、一向差し支えないのみならず、私どもの考え方といたしましては、条例のひな形というたようなものも法律的に定めまして、都道府県の建設業審議会も設置がたやすくできるように、しかもできる場合には統一的にできるように指導したい、かように考へておる次第でございます。

○石井桂君 この建設業法ができたときの目的は、この一条に書いてある通り、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資する、という大きな目的があると思ふのです。実際地方の建設業審議会は紛争処理に没頭しておりましたのでしようと思ひますが、この法律を作る目的は、業界が他の業界に比べて著しく進歩してないという実情なんです。しかも年間数千億円の産業を営む有数の産業にもかかわらず、非常に進歩してない。たとえば会計などでもいわゆる大幅帳によるどんぶり勘定で、会計などもりつぱな経理ができていない。そういうようなことで、自発的にこれは業界の声を盛り上げていくこの法律ができたと思うのです。

従つて、この法律はあくまでも業界を養育向上させるためのあたたかい法律上の目的があつたと思ふのです。すると、派生的に出た紛争処理が非常に多いといつても、今までの審議会を廃止して、そつちへ統一的に没頭せしめるような指導方針のように受け取れる、肝心の業界の発展という大きな目的に対する施策というものが、中央でやるから地方はこれに従えというのでは、あまり指導方針としてははなはだ民主的でない。やはり地方には地方の事情があるのですから、その各審議会というふうなこの法律ができた目的があつたと思ふのです。その辺がどうも、ごたごたが起つたらごたごたを処理する委員会にしてしまふというやうな感じは、私には適当だと受け取れないのと、もう一つ、行政機構の簡素化が叫ばれておるから二つの委員会を置くという事は非常に煩雑だ、こうおっしゃいますけれども、紛争処理ができるような方々は相当有能な方だと思ふのです。で、従来のおそらく審議会の委員をかなり重複して使う形になるでしようと思ふのです。そこで残された審議会の方は紛争処理の委員の委員を兼務させても一向差しつかえないので、看板が二つあつたら行政機構が複雑だということには受け取れない。どうも今の官房長の御説明では、むしろこの法律の目的のところから入つていないで、派生的に起つた事件の処理にのみ没頭しているやうな改正のやうに受け取れますが、これに対する御所見はいかがですか。

○政府委員(柴田達夫君) まことにごもっともな御意見でございます。先ほども申しましたように、建設業審議会も府県の方まで存置をしていき、審査会も作つていくというふうになりますれば、一番丁寧な方法であることには間違いないのでございませう。ただ、この権限と申しますか、仕事の内容におきましては、今までの実際におきましては、やはり業界の意見を反映し、しかも業界がますます進歩向上するやうにしよう——仕事の主たるものは、建設業のいろいろの団体の系統等を通じて、中央の建設業審議会に最も強く反映されております。そういうことからいたしまして、中央の建設業審議会の方は委員の構成を逆に五名増加するやうな方法を構ひまして、運営の活発化をはかつていく考え方をいたしておりますが、都道府県の方は、決して置かないというのではななくて、置いてもらいたいわけですが、ただ、今の時節柄地方機構簡素化ということが非常にやましい問題で、地方財政再建といつたやうなことから、いろいろの委員会の整理ということをやがましき言つておる際に、建設関係の一つのやうな審査会なり審議会のあるところにもつてきて、これを二つにふやすという事は、これは建前上それを必ず作るという事は非常に運営を乱すやうな結果になるので、公共団体の意思が必要があれば必ず作るのだから、必要な所には必ず作らう。ただ、法律上これを必要としなという点を妥協的にやむなく地方行政機構簡素化という趣旨から府県の意思で決めてもらうというにいたしておる次第でございます。決して必要がないという考えに私は同意するものではないでございますが、非常にそのと

ころは、不十分ではございますけれども任意設置ということ、府県の意思で必要な所にはやはりつばな審議会ができて、そして大いに業界のために活躍していただきたものと考へておる次第でございます。

○石井桂君 その点は了解いたしました。が、それならば、建設省で報告されておる紛争処理に當つた件数とが、各委員会、地方の委員会でも処理して円満に解決された件数とか、そういう統計があつたならば、最近の機会に資料としてお出し願ひたいと思ふのです。それはお願いです。

それからもう一つ聞きたいのは、これは最近各業者に非常に困つた問題として訴えられるのですが、建設業法の十何条かに登録料のことが出ております。十二条だつたと思ひますが、登録手数料は政令の定めるところによつてこれは納めなければならぬということ、政令で定められておる。従来登録手数料は三千円であつたところが、最近にいきなり五千円になつてしまつて、非常に困ると、私の所に大ぜいの建設業者が陳情に参つております。これはいよいよ大抵五社——清水とか大林とか竹中とか大成とかいう業者は、三千円が五千円になつても一向差しつかえないのですが、御承知のやうに、建設業法の登録をせねばならぬ範囲は一件三十万円以上の工事である。そうすると、三十万円という工事は、うちでいへば、どんなちっちゃい家でも三十万円はかかる。ですから、どんなちっちゃい住宅を作る者でも登録しなければならぬということになると、建設業者のうちの九〇%以上の方はいわゆる中小企業者です。そして

収入からいっても、ずいぶん細々とやっている方々なんです、それらが登録申請の料金を、手数料をいきなり倍にしなければならぬという体制は、これは非常にひどいんじゃないか。業者もそういうことで訴えられて来ておりますが、建設省はその事実を監督官庁としてお知りになっているかどうかというのが第一点です。第二点は、そういう問題が起きたときの建設省の見はどうであったかということ。第三点は、将来業者の手に応じて——業者というのは、九〇%以上は今手数料が上って困るという業者ですが、そういう声に応じて、手数料の減額に対して、改正の意思があるかどうか。この三点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(柴田達夫君) 建設業法に基く登録の手数料のことでございますが、お話しにございますごとく、大臣登録と知事登録と二つございまして、知事登録の面におきまして、昨年の暮、十二月であります、自治庁の方におきまして地方公共団体の手数料条例の全般的な改正を行なっているのでございます。地方公共団体の手数料の関係のものが百五十何種——百六十種か、手数料が地方公共団体の手数料条例の中に項目があるのでありますが、そのうち長らく据え置きのままに、非常に以前から改正されていないために、物価の変動と申しますか、それよりも、手数料のことでございますので、古くから変わっていないものについては、給与ベースの変更にずつと行われているにかかわらずこの方が変わっていないということが、主たる理由といたしまして、本年の一月一日から施行するということ、約五、六十種類の手数料を

自治庁の方で一斉にまあそれぞれベース、昔からのベース・アップの指数状況なりを勘案いたしまして、改訂をいたしましたのでございまして、この点につきましては建設省も承知をいたしております。事由が今申しましたようなこととございまして、建設業の登録につきましても、昭和二十四年の制定当時三千元でありましたものがそのまゝになっておったわけでございまして、昭和二十四年からこの三十一年ということになりますれば、三千元を五千元に、これはまあ最高限の額でございますが、五千元ということ、まあほかも同様にやることとございまして、やむを得ないということとあります。建設省の意見としてはやむを得ないものである、上げたたくて上げるわけじゃございませんけれども、振り合いややむを得ないだろう、こういう考え方でござい

まして、建設省自身がきめなければならぬ方の大臣登録の手数料の点につきましては、地方公共団体がこういうふうになっておりますので、政令におきまして五千元ということになっております。それで自治庁の方で府県の方を五千元にきめまして、大臣登録は、従来知事が三千元で国が五千元、その間二千元の開きがございますが、片方の三千元を五千元にいたしましたので、地方も五千元、国も五千元でいいかどうかという問題があるわけでございしますが、これにつきましては目下検討中でございます。結論を得ました場合におきまして改正の措置をとりたい、かように考えております。

○石井桂君 物価の変動があるという事由と、それから二十四年から据え置きてあったという理由で上げられたというところなんです、私は手数料を上げになる、多少お上げになるのはわからないこともないのですが、その登録の手数料ですが、清水組さんのように五千人も使っておる業者も、それから大工が一人で、まあ自分の所の弟子を使っていたという大工も、同じような手数料を取るのはおかしいじゃないか。非常に困っている人、しかも困っている層が非常に多いのです。だから、手数料をおきめになるときに、皆さん方建設業の手数料ということとをきめるときに、すぐ五大会社のような姿を頭に描かれると思うのだが、そのの払っている金額、登録手数料の総額からいくという、九〇%以上はそのたまた大工の親方みたいなものばかりです。非常に困って、陳情を今ごろして

いるような始末なんです。そういう事実をほんとうに検討されて、この料金を自治庁側に賛同されたかどうか、私は非常に疑問があるのです。もしそうであるとするれば、物価の変動だといっているに倍くらいいなるようなことであれば、あなたの方の月給だって二十四年のベースと今と倍くらいいも違つてはいないだろう。そういう見方は実に独断もはなはだしと思うので、結局自治庁に一ぱい食わされて、あなた方はめくら判を押したのじゃないかという気がしないこともないと思うのです。が、まあ面目上そんなことはありませんと答えるでしょうけれども、私はもうそこらにいる大工さんだの何だの、ほんとうにかわいそうな人が三千元をいきなり五千元にされたということ、何か非常に黙視できないように思うのです。大業者は別ですけれど

も……。その辺はほんとうにお考えになったかどうか、もう一ぺんお答え願いたい。

○政府委員(柴田達夫君) お説のごとく、大業者もあれば、三十万以上というところが多いので、小業者が多いところとは、確かに業界の実情であるところと存じます。そのことはもちろん承知いたしておらないというわけではございませんので、十分承知をいたしておりまして、先ほど申し上げましたようなベース・アップとか、そういう事情でまあやむを得ないだろうということとで、同意をいたしております。しかし、こういうものを決定いたします際に、ただいまお話しがありましたような、うっかり大業者だけを頭に浮かべないで、重々お話の通りでございます。十分留意すべきことであろうと存じます。

それで、中央の国の方で決定いたします際にも、今お話しにございましたような点を今後十分に留意いたして、慎重に考えなければならぬと思ひます。お話の中にございましたように、三十万円以上のもの、いわゆる建設業法の政令で定める軽微な工事のみを請負うことを業とする者は除外——建設業法の適用を受けておらないのでございしますが、この三十万円という数字が、やはり同じような理由で物価指数が変つておれば、再検討を要すべき問題がありはしないかということもございします。検討の結果新たな結論を得たいと思ひますが、また御教示をお願いしたいと思います。

当つておるところの地方庁は、地方公共団体ですか、それは今非常に弱つておる。なぜ弱つておるといいますとね、今あなたのおっしゃった三十万円の仕事というのは、六坪か七坪の仕事はもう三十万円になってしまふ。だから、ことごとくの仕事は大がいに登録業者でなければできないわけです。ところが、登録業者は帳簿やなんかもはっきりしますから、税金がみな来てしまふ。ところが、もぐりで請け負う場合は、これは登録していないで、もぐりでやるのですから、ごまかすといえは語弊がありますが、税金でも何でもいぶんごまかせる。登録しない方が非常に業者にとっては有利だという思想がびまんしていた。この法律というものは、業者が自分でもって全部登録して、お互いに切磋琢磨していけるものになろうというので、業者の善意によって皆さん方を動かしてこしらえたのです。ところが、今では逆に、建設業法の登録は困るということで、みな逃げてしまふ。この手数料を変更するとき、新たに更新するとき、これを機会に届けないでしまおうというので、ぼつぼつ脱落してしまふ。そういうことはつまり、法律の効果がだんだん及ばなくなる結果だと思ふ。それらはみなこうしたつたら私は変更のことから、ますます減つてくるのじゃないか。今登録しているまじな業者は、どうかしてもぐっている業者を仲間へ入れたという運動をしておる。そのときに、こういう改正をされるのはなはだ困りますというところを、まじめに陳情を何十人か来てやつて帰られたような状態で、どうぞそういう現状でありますから、監督に当られる皆さん方

は十分そういうことを御研究になつて、そして登録手数料のみならず、いろいろな料金が規定されると思ふのですが、そういう場合には一つ適当な機会にこれは改正されるように働きかけ願ひたいと、こう思ひます。

と同時に、今官房長官の言われた三十万円というのは、これは少し少な過ぎるかも知れません。もつと百万円くらいになる必要があるのかも知れない。その点は私もあわせて研究したいと思ひますが、それらでも研究していただきたいと、こう思ひます。

○近藤信一君 私、しろうとであまりわかりませんので、二、三、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

現行法の建設業審議会が紛争処理を今までやってきた。そして若干の成果をあげてきたが、現在の建設業審議会では十分なる処置ができない。これは審議会ではあつせんだけができないので、あとの調停とか仲裁というようなもの、これは現行の審議会ではできないのだと思ふのですが、それで今度新たに紛争処理機関を設置して、あつせん、調停または仲裁もできるようにしたのだ、こういう御説明があるわけなんです。これはやはり従来の建設業審議会の紛争に対する処理としては、あつせんだけがなされておつて、あとの仲裁とか調停ということではできなかったのだと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) お話の通り、現行法ではあつせんだけで、調停や仲裁はできないことになっております。

○近藤信一君 そうすると、今度あつせん、調停、仲裁をできるように建設工事紛争審査会というものが設けられ

たわけなんです。これに對しまして、今度あつせん、調停、仲裁をするには当事者間の申請により行つと、こういうのですが、これは当事者間両方が意見が一致してこの調停なりあつせんの申請するの、それとも、一方によつてあつせんや調停、また仲裁というものが申請できるのか、この点どのようになつておるのでしょうか。

○政府委員(柴田達夫君) 現在やつておりますあつせん、これは当事者の申請によりまして、これは現在でも当事者の双方が一方の申請でやることになつておりますが、結局両当事者間の話し合いを審議会が中心になつてあつせんをいたしまして、そして結局において、あつせんの力によつて話し合ひで解決をするという意思が一致して、初めてあつせんというものが成り立つわけでありまして、これがどうしてもこの程度でございまして、当事者の片一方が話をつける気がないという場合には、どうしても話がかつかないものであります。大きな紛争等で、当事者の片一方が全然解決をする意思がないために、ずいぶん長くあつせんに努めましたけれども、解決しないで、訴訟になりまして、現在でもまだ訴訟が継続しておるというような事件もあるものでございまして、そういうことから、お話がございましたように、今度は調停と仲裁を加えることにいたしたいと、こういうことになるわけですが、この調停あつせん、仲裁の三つの区分であります。調停はあつせんはただいま申し上げた通りであります。調停の方も、法律上の性格から申しますと、これもあつせんとは異なるのであります。結局

両当事者が話し合いをつけるというのとが一致して、両当事者が承諾して成り立つのであります。その点はあつせんも調停も変わりありませんが、ただあつせんの場合は、原則として一人のあつせん委員が間に入つていろいろ奔走をして、話をあつせんに持つていくというところでございまして、調停の方は、三人の調停委員が選ばれて、や

や手続が慎重になつておまして、そして当事者に來てもらつて、出頭をしてもらつて、意見を聞いたり、それからまた三人の者が調停案を作りまして、その調停案というものを作つてこれを当事者に勧告をするといったような、やや形式張つた要素が出てくる。手続としては重くなつてくる。しかし結局においては、当初申し上げましたように、それをのまなくちやこれは解決しないということには変わりございせん。

そういうわけでありまして、このあつせん調停のこの二つは、この二十五条の十一にございまして、この当事者の双方または一方からあつせんまたは調停の申請がなされたときに、開始し得るわけにございまして、両方が一致して願ふまでも、一方だけでも、結局において両者が承諾しなければならぬわけにございまして、強制力がないわけにございまして、双方または一方からの申し出でよろしい、こういうことになっております。

第三番目の仲裁でございまして、これが一番今回の手続を少し重くした理由でございまして、現状を申し上げますと、非常に資力が乏しくなつてきておるといふようなこともございまして、非常に事件の数もふえてきてお

ますし、その解決が非常にしにくくなつてきておる。そしてほとんどの訴訟の方になる事件が多いというふうな、だんだん事件の量もふえておる。すが、質的にこれが困難になつてきておる。これは裏から申しますならば、解決が長引いておるという金がかかるというところでございまして、今回の提案のおもなる理由は、建設業界のこういう紛争解決のために、早く解決して、そして金がかからないで、訴訟になつておるといふことも金がかかります。金がかからないといふことがおもなるねらいでございまして、そのために、訴訟ができませんけれども、相当はつきりした解決ができるという道を開きたいといふのが第三の仲裁でございまして、これは裁判とは関係はございませんけれども、あらかじめ両当事者が契約をする場合に、もし紛争が起つたならば、この紛争審査会の仲裁に付するといふ契約をいたしておきます。これを仲裁契約と称しておきますが、そういう仲裁契約の存在を前提とする。あるいはそれでなければ、紛争が起つてから両当事者が一致して一つ仲裁をやつていただくといふことを申請する。初めの方のあつせん調停の場合には、最終的な承諾でございまして、片方でもいい。しかし仲裁の場合は、両当事者から申し出があるか、あるいは両当事者からあらかじめ仲裁に付するといふ契約ができておるといふことを前提にいたしておきますので、二十五条の十五の方をごらんいただきますと、一号が当事者の双方から仲裁の申請がなされたとき、それから二号がこの法律による仲裁に付する旨の合意に基いて、あらかじめそういう合意が契

約があつて、その場合においては合意がもとにあるわけにございまして、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合も開始するといふことに相なつておる。その点にございまして、仲裁の場合には、仲裁委員を原則として、委員が自分から選りまして、意見が一致いたしませんければ会長が指名いたしますけれども、委員を選ばれて、そしてその仲裁判断というものが専門的な見地から下され。仲裁の場合は裁判とは別でございまして、専門的な実情をよく知つたような第三者の意見にまかせる。そしてその仲裁判断の結果は確定判決と同じ効力を有するわけにございまして、訴訟ができないといふことになるのでございまして。しかし確定判決と同じ効力を持つといふ意味で、仲裁の方は非常に強いものでございまして、その大もとには、先ほども申し上げましたように、必ず仲裁に付するといふ合意がある、あるいは両当事者が合意をして初めて申請するわけにございまして、結局はこの仲裁もまた両当事者が合意をするといふことが前提にあるといふことで、これは裁判の關係とか司法権の關係とかいふものを侵すものではない、両当事者が合意をして、約束する仲裁に付するといふ効果をねらつておるものでございまして。

○近藤信一君 今御説明の通りに、あつせんはこれはもう不調に終る場合がある。不調に終つた場合には、調停に持つていく。調停に持つていく場合には、調停案というものを提出して、そこでまた調停が不調に終つた場合には、今度は仲裁委員会にもか

け

け

け

この仲裁ということができる、合意がある場合にはある場合には仲裁が一方の申請によってもできる、合意がない場合には、一方から申請しても、それは仲裁委員会ではやらないと、こういうことですか。

○近藤信一君　そういたしますと、調停の場合には調停案を出すのですから、戦権調停といいますが、仲裁の場合にもやはり……。仲裁はどうなんでしょうか、これは両者の意見を聞いてやるのか、調停と同じように、仲裁案

○政府委員（柴田達夫君） 審査会が、特別な公共工事というようなことで、職権でいわゆる処理をするという場合は、今の承諾すくのおつせん、調停の場合に限るのでございます。確定判決と同じような効力を持ちます仲裁は、

○政府委員（柴田達夫君） その通りでございます。

○近藤信一君 さつき石井委員も言っておられました、中央にはやっぱり将来も中央建設審議会というものが持たれるのですが、都道府県において

○政府委員(柴田達夫君) 今の御答えを訂正いたしますが、仲裁は仰せられましたので、あつませんでしと思ひましたので、あつせん、調停の場合は、あつせんがうまいかない、調停がうまいかない場合は、訴訟ができると、こういうことと

しますと、訴訟は起せないということ
 になっております。仲裁はお話がな
 かったかと思ひまして、あつせん、調
 停についての部分だけお答え申し上げ
 ました。仲裁も、もしお話しになりま
 したといえますれば、仲裁がきまれ

中央建設業審議会と中央の紛争審査会は両建てで、必ずこれは置くということにいたしました。が、都道府県の方は、紛争審査会の方は必ず置きますけれども、建設業審議会の方は、府県ごとの意思によりまして、条例で設置をす

ます。
○近藤信一君 ただいまの答弁の訂正された分の仲裁の点でございですが、仲裁は最終的なあれで、審査会の最終的な決定ということになるわけなんです、その仲裁に不服な場合はどうな

○政府委員(柴田達夫君) 仲裁の場合、ただ、都道府県の審査会がやります仲裁については、不服がある場合には、第二審として中央の審査会がさらにこれを審査をするというふうに、地方がまずやりまして、その上に機構が重

はこの紛争審査会におきます一審、二審の關係でございまして、仲裁の場合に、この仲裁が行われますならば、必ず仲裁判断がある。判断と申しますか、一種の判決みたいなものがきまるわけでございまして、そうします

従って、もうそれで簡易に解決してしまつて、もう一ぺんそれが訴訟にかかるといふことになれば、結局またそれにお金がかかつてしまつたり、時間がかかつて、みんな訴訟まで行くのが通例になつて、役に立ちませんけれども、

央審査会にかけて、やはりこれはあつせん、調停、仲裁、こういうふうには段階を踏んで行つて、最後の仲裁になりますと、もうそれが最終決定だ、こういうことになる、これは至上命令と云ふことになるわけですね。幾ら不服

かなければならぬ。こういうことになるわけなんです。そうなりますと、これはもう大きな問題になるんじゃないですか。不服でも、これは泣き泣き、泣き寝入りしなければならぬ、こういう結果になると思うのですが、そ

けでございますので、あらかじめ当事者が承諾をして、そういう契約をするかしないかという問題があるわけでございます。あるいはまた当事者が両方そろって仲裁を申し出なければいいということになるのでございまして、仲

は、審査会としての二審もないのでありまして、その中央審査会の判断で確定をする。そういうふうに、まあ裁判でやるよりも、この仲裁につきましては相当詳細な規定を設けまして、手続も非常にこまごまと書いてあるようにな

要な要素でございますので、中央審査会の委員等は非常にそういう専門家を集めておきまして、それによって最終の同意があるという前提で頼みました。場合には、それに服するというあらかじめ契約をしておくわけでございます。

それではまた裁判に出るようでは、これは結局は同じことになるということでありまして、ただし、そういう契約をむしろねらっておるわけでございます。

がなされて、仲裁判断がされるという場合でも、訴えを起して訴訟をやるという場合に、裁判所はもしそういう契約がはっきりあるんだということになりますれば、この訴えは却下しなければならぬということが民事訴訟法の

裁判所が審査いたしましたして、そうしてまたそういう契約があれば訴訟は却下されなければならぬ。その契約がないという訴訟を起すことも可能だ。それに対する一応言ひ分の訴訟を起すまでは可能でございますが、そういう約

律は強い権限を持つわけなんで、やはり行政訴訟というものは国民に課された私は一つの権利じゃなからうかと、こう思うのです。そういう行政訴訟のできないというような法律にこの法律になるわけですが、私はそういうこと

になると基本的人権を侵害するものである、こういうふうになるのじやなかろうかというふうに思ふのですが、この点、どのようにお考えですか。

○政府委員(柴田達夫君) 審査会が、建設業、建設工事をめぐる紛争を処理するために相当強い権限を持つて、そうして効果のある解決をしなければ結局解決が遅延してできないという事情から、この法案を提出するわけでございまして、その点は確かに、従来のあつせんからみれば、非常に仲裁は強いものでございまして、たゞたびたび申しますように、これはやはり契約の存在あるいは両当事者がその仲裁に服するということを約束して初めて成立立つてございまして、初めて成り立つてございまして、それによりて賛成しないものがこれに無理々々従わされて、訴訟の権利を奪われるというものでございまして、その点は根本的なものとして訴訟の自由を奪われるものではございせん。この法律がございせんでも、今の民事訴訟法によりまして、仲裁に服する約款を今でも契約することができ、仲裁に申しまして、その場合に民事訴訟の仲裁に申しまして、やはり同じように、確定判決と同じ効力が生まれまして、訴訟ができないうのが現状でございまして、その点はこの法律がなくとも同じでございまして、民事訴訟の仲裁でやるのでは、まことにこの建設工事の事情に合わないというところが一般に言われているのでございまして、一向に用いられない。やはり相当専門家のいるよくわかった人たちが、初めてあの人たちにあずけて、その人たちの権威のある仲裁にまあ服しようという気持ちにもなるのでございまして、

て、やり方が民事訴訟法の仲裁人ではなくて、こういう審査会を作りまして、權威のある仲裁ができるようにする点が、現行の条項とは違う点でございまして、仲裁というものをこれで初めて作り出すわけではございせん、仲裁機関をこういう専門的な仲裁機関にしたいというところがこの法案のねらいでございまして。

○石井桂君 ただいまの仲裁制度を設けたことは、非常にたやすく、お金をかけないで所期の目的を達成する方法の一つとして採用されたことはいいと思ひますけれども、ただ、最初に契約の当時そういうことを了承の上にお話があったのですが、この契約書というものはごらんになったことがないかどうか。これは一条から何条かというように非常に細かい字で条文がうんと羅列してある。まるで法規集みたいだ。そこを特に注意して見るといふようなことは、民間に普及できないと思う。たとえば中央建設審議会あたりで約款を出しています。四会連合の、建築学会とか、土木学会、建築士会、あるいは設計管理協会等で約款を出しております。そのこまかい字で何条もあるやつを、しろうとは大がいがあつて切つて、めくら判を押ししているのが実情ですよ。そこであなたはそのおつしやつでも、契約をした条文を認識して納得すくで契約をしたのではな

いと私は思ふ。そこで、たとえば今被告に対しては黙秘権を使うような権利を認めているのですから、選定の自由はあつてしかるべきだと思ふのですが、そういう仲裁制度を採用すればもう訴訟はできないのだということを周知徹底させないなら、いたずらに国民の権利を侵害するものだと思ふので、それに対してどういふふうに措置なさいますか。

○政府委員(柴田達夫君) 両委員のお話はまさしく今の点にあるのだらうと思ひますが、うっかり契約をするのが実情で、それを納得しなかつたとか、もう訴訟を起せないということでは困るじやないか。契約をそうはつきりわかつてやればいいのですが、あるいはまた方關係で強制されるとか、あるいはまたそのような御心配に基づくお尋ねであるかと存じます。その点、まことに御心配の点があります。そのことはもとでもございまして、これは錯誤に基いてうっかり契約しているという場合にございまして、これは仲裁開始が成り立たないというところに法律上なおります。従ひまして、一方におきまして、そういうトラブルが起りませんように、これからの契約の約款にそういう紛争審査会の仲裁に付するという約款が入るのが通例になるといふようなことにもなります。十分その点の周知徹底をはかつて参つて、承諾すくめ、やらなければならぬということにならなければならぬと思ひます。またそういう場合に、その契約がほんとうに成立しているかどうかという点については、先ほども申しましたように、これだけは訴訟の種になるわけではございまして、おそろくそういう訴訟を防ぐ道はないと思ひます。やはりそんな約束をした覚えはないといった訴訟はでき得る道はあらうと思ひます。それがほんとうに錯誤に基くものでありますれば、この仲裁が却下されるということになります。しかし、い

ずれにせよ、十分周知徹底をはかつて、そういう道が開かれたということをお知らせして、みんな契約に当るようになつて、なればならないと思つておる次第でございまして。

○石井桂君 もう一つ、関連して、今のお答えで私は満足するのですが、ただ、実際の場合、印刷した約款をちゃんと自分の署名をして捺印をするわけなんです。で、形からいって、錯誤に基く契約と言えないのだけれども、あらゆる場合ごとく、百の場合に九五%くらいまでは依頼する方は見ないのです。請負の方は、これは商売ですから、しつちゅう見ておりますけれども、そういうことはあり得るのです。だから、それを申し上げたので、今のお答えでいいのですが、一応私が知っていることだけ申し上げておきます。

○近藤信一君 私も今石井委員が聞かれたような点でございまして、やはりこれは仕事をとるために契約をするのみにする場合が往々にあるのです。たとえば家を借りるにいたしまして、家主から何か契約書が出されるならば、入りたがために若干のあれはがまんして、契約書に判を押して、住まう。そして住まうとあつて、いろいろ問題が起つてくる。そうしたあとで訴訟を起すのですが、今度これでいくと、そういうことができない。そこで、そういう契約書を、これは本省の建設省の方でお作りになるのですか、契約書のひな形を建設省の方でお作りになつて徹底させるのか、その点お尋ねしたいのです。

○政府委員(柴田達夫君) 請負契約約款は、建設業審議会がきめまして勧告

をすることができるよう、現行法がなつておりますので、建設業審議会におきまして、この紛争処理についてももう少し強化する道を開かなければ、現状のあつせんではほとんど有名無実であるということから答申がございまして、それに基づいて今回の提案をいたしておるわけでありまして、建設業審議会の中におきまして、これは建設業界側からのむしろ要望に基くものでございまして、今起つております事件等、発注者の方が相手にならない。工事をやりまして、不可抗力の事情で、これは地盤がよくわからなかつたというところで、業者の方は増額要求をしているという事件がございまして、しかるに、発注者側の方は相手にならない。あつせんでは承諾しなかつたやだめなのですから、出頭をしなかつたり、あるいは出てきても全然話に応じないというところから、訴訟にかかつておるといふような事件等もございまして、中央建設業審議会において、紛争処理の方法をいまだ少しとまつたものになつて、先般建設大臣の諮問に対する答申がございまして、それに基づいて作りました。契約約款も同様に、建設業審議会で作成するということになつておりますが、建設業審議会が、この法律がもし成立いたしました場合におきましては、そういう約款につきましてはよく説明をして普及に努めるようになって参ると思ひます。申し落しました、現在の建設業審議会が昭和二十五年に作つております約款におきまして、この契約に甲と乙との間に紛争を

生じた場合は、甲と乙の双方または一方から建設業審議会に解決のあつせんを申請するようによつて、約款の中に条項を一番最後の所に掲げてございます。あるいはこのあつせんがさらに仲裁というふうなことになるまで、約款を奨励することになると思ひますが、御意見のあります点は、十分建設業審議会においても慎重に取り扱つていただきます。この周知徹底に誤りなきを期するように、法案成立の場合には努めたいと存じます。

○近藤信一君 最後にもう一つお尋ねしますが、提案理由の説明書の第三に「紛争処理の手続に要する費用につきましては、原則として当事者各自の負担とし、当事者の申し立てにかかる費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させることとし、また申請手数料を徴収することとした」として、国、地方公共団体の財政負担の軽減をはかつたのであります。ところがありますが、これは調停申請が仲裁申請をした場合に、この申請手数料というものを申請した側が出すわけですか。

○政府委員(柴田達夫君) お説の通りでございます。申請手数料は申請者が負担をするということになっております。

○近藤信一君 審査会の仲裁というものは、先ほどの至上命令なんでございますが、そういう決定的なものに對して、やはり紛争の当事者、この費用は申請人が負担しなければならぬということはどういうことですか。

○政府委員(柴田達夫君) ただいまのは申請の手数料でございますが、これは申請をする関係上、申請者が負担を

する。しかし紛争処理の手続に要する費用は、別に二十五条の二十一におきまして「当事者が当該費用の負担につき別段の定めがないときは、各自これを負担する」ということで、折半を原則とすることになっております。

○武藤常介君 途中から質問しても要領を得ないと思ひますが、これは重大な問題ですから、二、三お伺ひしたいと思ひますが、たとえば某工事がありまして入札した場合は、そのときにその入札が採択されるかされないかというところは、どういふふうなことになるか、決定されるのですか。入札した場合に、入札が落札になるかならないかというところを、どういふことによつて決定するのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 一般の入札の場合のお尋ねだと存じますが、国の場合は、会計法によりまして、最低の価格の札を入れた者に落ちるといふこととに相なっております。

○武藤常介君 従来ともそれは変わりはしないわけですか。

○政府委員(柴田達夫君) 予定価格の範囲内で最低のものに落ちるといふ国の考え方は、法規は従来とも変わりはございません。

○武藤常介君 何か今度問題になつてゐるのは、いわゆる最低価格の設定です。それはどういふふうにして決定するんですか。今まで決めてゐるのは最高の場合ですね。最低の線というものは何によつて決定するんですか。

○政府委員(柴田達夫君) 今までのことを申し上げましたので、非常に言葉が不足でございましたが、そういう方法でやつておるのが会計法の原則でございます。しかし、すでに地方公共団

体におきましても、いわゆるフロア・リミットの問題と申しますか、これはブライスの問題と申しますか、あまりに不当に安い価格のものに落ちるために工事がりっぱにできないというふうな問題がありまして、いわゆるダンピング防止のような意味におきまして、この問題が問題になつてきておるのでございます。そこで政府の側におきましては、先国会以来研究をいたしておりまして、ことに会計法の立場で大蔵省が中心になりまして検討いたしておりまして、非常にその契約の内容を履行をすることはとうていできないというふうな場合がありまして、そういうふうな場合におきましては、それぞれの各省各庁の長が審査会に付議いたしまして、そういう不当と認められる契約を締結する方向で検討いたしておりまして、最近大蔵省の方におきまして、会計法の改正の議が決定いたしましたので、今国会に不日、会計法の一部改正法案としてその点は御提案になる見込みになつております。

○武藤常介君 ただいまのお話によりまして、最低以外のものでも落札をしますと、最低以外のもので落札をする、こういうことになりまして、最高は幾ら、最低は幾らというふうな、大体標準を定めて入札に臨むんですか。

○政府委員(柴田達夫君) 発注者側におきましては、予定価格というものを一応、これは公けにはございませうけれども、きめておるわけでございます。そういういたしまして、実際に競争入札をいたしまして、そうしてその結果、先ほど申しましたように、各省

におきまして審査会のようなものを作つておきまして、審査会にかける。その場合に一定の基準を定めまして、その予定価格と比較いたしまして著しく低いというふうな場合におきましては、十分審査をいたしまして、これではとうてい契約を履行できないという心配があるという場合におきましては、審査会の決定に基いて、その不当と認められるものを排除いたしまして、その次に低いものと契約することができる、こういうことになつております。

○武藤常介君 ただいまの問題ですが、そうなりますと、おそらくは発注者の方で採用することのできないような最低のものが、入札ごとに続々出ると思ふんです。そうすると、どの入札に關しても、その委員会にかけて裁定するようになりませんか。

○政府委員(柴田達夫君) 従来その予定価格をどれくらい下回る場合が契約の履行ができないようなものであるかという標準をいたしまして、例外的に個々の事情はございまして、例外的に、あつた場合にはございまして、まあ通例的に百分の八十というふうなことが言われておるのでございまして、かりにそういうところに例をとつてみますと、従来建設省関係の工事等の例を見ますと、予定価格の百分の八十をさらに割るものというものは非常にケースは少い。多数の入札についてみないような状況は起つて参りませんと思ひます。

○武藤常介君 ただいままでの実際の状況は、各県等においては大体その最低の線をきめておいて、その線を下るといふと、採用されない、こういうこと

とを常に考へておりますので、まずもつてその線内ということに入札するのですが、今度はその紛争は委員会にかけて決定するということになります。私は最低線を割つた入札が相当あると思ふのです。実際はそれを行つておられるのです。実際はそれを行つておられるのです。実際はそれを行つておられるのです。

○政府委員(柴田達夫君) 入札についてのお尋ねでございましたので、入札の状況をお答えいたしましたので、入札については、第二十五条に「建設工事の請負契約に關する紛争の解決を図るため」と、この紛争は「建設工事の請負契約

に關する紛争」ということでありまして、この解釈は、入札についての争いはこの紛争の中に入らないことになつております。それじゃどういふものを言うのだというお尋ねになると思いますが、契約ができてから、契約を履行していく上について、工事がおくれたとか、それから金がかつたとか、それから金を出してくれとか、工事が粗雑ではないかと、あるいはこんな設計ではないかとあつたとかいふような、契約の解釈あるいは契約の履行をめぐる紛争についてこの審査会が働くものでございまして、入札のときの事柄、入札決定に至るまでの紛争については、この「請負契約に關する紛争」の処理では、その事柄を対象としておられないのでございます。

○武藤常介君 たいまのお話によりまして、入札には適用しないと、こういうお話であります。入札と同時に、それが採用されれば契約になります。これは契約と契約履行の問題とは、これは實際の問題として私は不可分なものであると思ふ。これは入札だけは問題にしないということは、實際將來契約履行の問題に非常な混乱を来たすような心配があるのじゃないかと、こう思ふのです。

○政府委員(柴田達夫君) これはあくまで、契約が生じまして、それからその契約の履行に關することでございます。入札そのものについては対象としない。従いまして、入札のことが原因になつて、この紛争を処理するといふ場合におきましては、やはり同じくこの紛争処理の対象にならないで、一般の民事訴訟なり何なりによるべきものであると思ふ。

○武藤常介君 私もしく内容を調べてみないで、はなはだ突然で恐縮なんです。が、そういうふうなこの条文は解釈されませんか。

○政府委員(柴田達夫君) この「建設工事の請負契約に關する紛争の処理」といふのは、たゞいまお尋ねの事柄は対象とならないという解釈になつてゐるものでございまして、いかなるときもつて契約とすることをいふのについて、いろいろ学説があるやうでございまして、けれども、この「建設工事の請負契約に關する紛争」といふのは、入札契約に至るまでの、入札についての過程の問題は、この「請負契約に關する紛争」の処理の対象とならないという解釈で、私も御提案を申し上げてゐる次第でございまして。

○武藤常介君 今、建設業者が非常に心配して、何とか法的に、つまり一定のパーセンテージ以下のものは工事の進行に重大なる支障をきたすと、従つて、ある一定の線以下のものは失格させよう、こういうことから業者がいろいろ騒いでいるのですが、そうするといふと、この業者が今盛んに要望している問題と、本建設業法の一部改正の問題は、全く縁がないものになるやうに私は思ふのですが、そういうことになりませんか。

○政府委員(柴田達夫君) この法案で紛争を処理いたして参りたいといふケースは、一般に今までの建設業審議会にいろいろと申請がございまして、先ほど申しましたやうに、どういふ工事をするかといふこの請負契約の内容について、設計が違つてゐるとか、あるいは金額が食い違つてゐるとか、ことにその解釈がまた違つてゐるといふこ

とから、その紛争が実に多いのであります。そういうことから、そういう紛争を解決しようといふのでございまして、今のフロア・リミットの問題等は、これは全く會計法上の問題、あるいは地方自治体におきます會計法規の問題でございまして、先ほども申し上げました審査会のようなものを設けて審査するといふのも、この紛争審査会ではございまして、會計法上、現在大蔵省が立案をいたしております法案におきましては、各省で契約をいたします前に、その各省の内部に審査会を設けまして、入札が決定する以前におきまして、契約が決定する以前におきまして、今の最低落札価格の問題についても必要があると思ふ場合は審査をする、こういう事項を立案いたしておりますけれども、これは全くこの提出いたしております法案とは無関係でございまして、先ほど来お尋ねのございましたやうなケースについて

は、この法案は対象といたしておらない、かようなつもりでございまして。○武藤常介君 時間の關係がありますから、私は後日にあとと譲ります。○委員長(赤木正雄君) 本日は、これをもって閉会いたします。午後四時十一分散会

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
土地収用法の一部を改正する法律案(衆)

土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条の次に次の一条を加える。
(土地調整委員会及び収用委員会の意見の聴取)

第二十条の二 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣に於ては土地調整委員会の、都道府県知事に於ては収用委員会の意見を聞かなければならない。

第二十三条第一項中「行おうとする場合において必要がある」と認めるときは、「行おうとする」とときは、「に改める」。

第二十七条第二項中「あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で」を削る。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 建設大臣は、前項の規定による事業の認定の再審査の申請を受理したときは、これを閣議にかかり、その決定に基いて、当該事業の認定を拒否し、又は事業の認定をしなければならぬ。この場合には、第二十条の二の規定は適用しない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(事業の認定の取消又は変更)

第二十八条の二 市町村長は、事業の認定の告示に係る起業地を当該事業の用に供することが当該市町村の存続若しくは運営又は当該市町村の住民の福祉の保持に重大な支障を及ぼすおそれがあると認め

るときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、建設大臣に事業の認定の全部又は一部の取消又は変更の申立をすることができ

2 起業地内の土地の所有者は、事業の認定に不服があるときは、建設省令の定めるところにより、起業地内の土地の所有者の總数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者から、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設大臣に事業の認定の全部又は一部の取消又は変更の申立をすることができ

3 建設大臣は、前二項の規定による申立を受理したときは、これを閣議にかかり、その決定に基いて、事業の認定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは変更し、又は申立を却下しなければならぬ。この場合には、第二十条の二の規定は適用しない。

4 建設大臣は、第一項又は第二項の規定による申立を受理した場合において、当該申立が都道府県知事がした事業の認定に係るものであるときは、当該都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、事業認定申請書、公聴会の記録、利害関係人の意見書等当該事業の認定に關する書類を、建設大臣に送付しなければならない。

6 建設大臣は、第三項の規定により事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その旨を第一項又は第二項の規定による申立をした者（以下この条において「申立人」という。）に通知し、申立人及び都道府県知事に通知し、申立を却下したときは、その旨を申立人及び当該申立が都道府県知事のした事業の認定に係るものであるときは都道府県知事に通知しなければならない。

第五十二条第二項中「二人」を「五人」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（忌避）

第六十一条の二 委員又は予備委員についての審理の公正が害されるおそれがある特別の事情があるときは、起業者、起業地内の土地の所有者その他の利害関係人は、収用委員会に、理由を明らかにして当該委員又は予備委員の忌避を申し立てることができる。

2 前項の規定による忌避の申立は、第二十四条第二項の規定による公告の日から二週間以内に行われなければならない。ただし、同項の規定による公告の日後に新たに任命された委員又は予備委員については、任命の日から二週間以内に行われなければならない。

3 収用委員会は、第一項の規定による忌避の申立を受理したときは、当該忌避の申立に係る委員以外の委員によりこれを審理し、忌避の申立が理由があるかどうか

について決定をしなければならない。

4 前項の規定により忌避の申立の理由があるとする決定があつた場合には、当該忌避の申立に係る委員又は予備委員は、当該事業に関し、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

5 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、第三項の規定により忌避を理由があるとして予備委員を除き、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（補償額の公平算定の原則）

第六十九条の二 損失の補償額を算定するにあつては、土地所有者又は関係人が第四十条の規定による協議に応じなかつたこと等の故をもつて、その者に対して不利益な取扱をするようなことがあつてはならない。

第九十四条第六項中「第九十四条第八項の規定による裁決」との下に「第六十一条の二第一項中「起業者、起業地内の土地の所有者その他の利害関係人」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項中「第二十四条第二項の規定による公告の日から二週間以内」とあるのは「最初の審理の期日までに」と、同項の規定による公告の日」と、

あるのは「最初の審理の期日」と、

を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 土地収用法第二十八条の二の改正規定は、この法律の施行後に同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものから適用する。

3 この法律の施行前に土地収用法第二十四条第二項の規定による公告のあつた事業に関し同法第六十一条の二の改正規定を適用するに

ついては、この法律の施行の日

に、同法第二十四条第二項の規定による公告があつたものとみなす。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、台風常襲地九州地区の被害防除及び復旧に関する特別法制定に関する請願（第二二三八号）

一、積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する立法措置の請願（第二二六二号）

一、一級国道二十号線改良工事施行に関する請願（第二二六二号）

第一二三八号 昭和三十一年四月十日受理

台風常襲地九州地区の被害防除及び復旧に関する特別法制定に関する請願

請願者 佐賀市赤松町一〇林業

会館内佐賀県森林組合

連合会内 大渡龍次外六名

紹介議員 松岡 平市君

荒廃の一途をたどりつつある山林の復興は、国土保全、民生安定の基盤であり、これがための治山施設の拡充及び森林資源の培養は目下の最重要事項であるが、現在伝えられるところの政府の治山治水対策は、短期計画の下に形式的な改訂予算を編成することであり、全く当対策に熱意のない施策である。特に台風常襲地帯である九州地区の治山治水事業は緊急を要し又当地住民の切望しているところであるから、特殊事情下に置かれてゐる九州地区に

対して、台風被害の防除並びに復旧に関する特別立法を制定し臨機応変の予算措置を講じ得るよう恒久対策を樹立せられたいとの請願。

第一二六二号 昭和三十一年四月十日受理

積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する立法措置の請願

請願者 長野市妻科町長野県議

会事務局内 萩原克己

外一名

紹介議員 池田宇右衛門君

冬期における長野県は、積雪寒冷の特殊気象条件下にあるため、約半歳にわたり道路交通に著しい制約が加わり、中には交通がと絶され、奥地資源開発はもとより、諸物資の輸送は停止され、経済的打撃は甚だ大なるものがある。また一方融雪期には路線の路床凍上より道路の損壊はなほはしく、毎年除雪費と共に大なる経費を必要とするから、積雪寒冷地域における総合的な冬期交通確保計画を樹立し、除雪路床凍上の復旧その他に要する経費の大幅な国庫負担を規定する特別法の早期

制定を図られたいとの請願。

第一二六二号 昭和三十一年四月十日受理

一級国道二十号線改良工事施行に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

会事務局内 萩原克己

外一名

紹介議員 池田宇右衛門君

一級国道二十号線は、東京都から山梨県を経て長野県南信地方に連絡する枢要幹線であり、これが改修は近時交通量の非常な増大をきたしつつある現状と、山梨県と長野県の産業経済、観光等開発のための要件であるから、本路線の改修、ことに長野県諏訪郡富士見町県境から長野県諏訪市上諏訪武津間の改修工事をすみやかに実施せられたいとの請願。

昭和三十一年四月二十七日印刷

昭和三十一年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局